

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

設計、施工、不動産、工芸、飲食など異業種の企業・団体との連携を通じ、地域資源を生かした新たな価値創出に取り組めます。

特に、空き家の再生や宿泊施設の運営を通じ、地域事業者との共創モデルを構築します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

プロジェクト管理、設計情報共有、施工進捗管理にデジタルツールを積極的に導入し、協力会社間のデータ共有・情報連携を円滑化します。

また、社内外のITリテラシー向上を目的とした研修・運用マニュアルの整備を進めます。

c. ~~専門人材マッチング~~

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

建築物の改修・解体時における再資源化・再利用を推進し、地域材・既存建材を生かした低炭素型設計を実践します。

また、省エネ技術の採用・環境配慮素材の選定を通じ、環境負荷低減と地域循環型経済の両立を目指します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

従業員が心身ともに健全で創造的に働ける職場環境づくりを推進します。

定期的な面談・休暇取得促進・安全衛生体制の整備により、心身の健康維持と長期的な成長を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上り一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

株式会社 SWAY DESIGN は、「より良い状態への改変がさかんな社会」の実現を目指し、建築を通じて社会課題の解決と地域価値の再生に取り組んでいます。

空き家の再生や小規模宿泊施設の運営、古物の再流通など、建築の枠を超えた事業活動を通じて、地域に眠る資源を活かす循環的な仕組みを構築しています。

また、素材の再利用や施工過程での環境負荷低減、地域職人との協働など、建築の“始まりから終わりまで”責任を持つものづくりを実践しています。

これらの活動を通じて、設計・施工・運営の一体化による持続可能な地域経済の形成に貢献してまいります。

2025 年 10 月 5 日

株式会社 SWAY DESIGN

企 業 名

代表取締役 永井菜緒

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。